

## 日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第5 議案第1号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 議案書を出していただきたいと思います。議案第1号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について。

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めます。

平成23年6月15日 提出 上小阿仁村長 中田吉穂

次のページを開いていただきたいと思います。3ページの方をご覧くださいと思います。上小阿仁村村税条例の一部を次のように改正する。

附則第19条の次に次の2条を加える。東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございます。

第20条 これにつきましては、東日本大震災により受けた損失金額について、平成22年において生じた損失の金額として適用することができまして、その場合においては23年において生じなかったものとみなすということになっております。つまり、本来であれば23年の3月31日に起きた災害ですので、翌年、24年について控除を受けられるわけですけれども、今回に限りましては22年において生じたものとして処理するということになっております。

2項につきましては、1項によりまして起きた分につきましては、1項で話しましたけれども、それが24年度以後の各年度において生じたものである場合におきましては、1項で23年において生じなかったものとみなすというところが、当該特例損失金額が生じた年というようになります。

3項につきましては、第1項において規定の適用を受けたものと、生計を一にする親族が有する資産について受けた損失金額につきましては、当該親族の平成24年度以後の年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなすということで、これにつきましても、ようは生計を一にする親族というのは基礎控除、要するに扶養されている方のことを言っているわけですけれども、その人が受けた損失につきましても、ようは扶養している方の損失としてみるができるわけですけれども、それにつきましても、24年度以後の年度分につきましても、村民税に係る規定を適用しましてやれば23年度において生じなかったというように、これの控除がならないということでございます。

4項につきましては、その3項につきましても23年度に生じなかったところを、当該親族資産喪失が生じた年というふうな形に変わるということござ

います。

第5項につきましては、23年度の納税通知書が送付されるまでに申告書にその旨を書いた場合について適用できると、要するに23年度に起きた部分を22年度にやるということは、今回のような納税通知書、既に送られておりますけれども、その通知書が送られるまで申告をすれば、それが認められるということ、ここで謳っております。

次のページをお願いいたします。もう1条の部分については、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例というふうなことが謳われております。この内容につきましては、この21条につきましては住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により、住居の用に供することができなくなった場合、要するに住宅が無くなった場合について控除対象期間の残りにつきましても、引き続き税額控除を適用できるということを謳っております。

これにつきましては、交付に日から施行しまして、24年1月1日から施行ということでございまして、これを専決処分させていただきました。実際、この部分については上小阿仁村の場合は転入されてきた方は、震災されたところから転入されてきた方については適用されますけれども、実際上小阿仁にいて、こういうことのない人については適用にならない文書でございます。

以上です。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

#### 議案第1号 採決

○議長（武石善治） これより討論をおこないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

○議長（武石善治） 議案第1号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は、報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

#### 日程第6 議案第2号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第6 議案第2号 平成23年度上小阿仁村一般会計

補正予算の専決処分報告について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 予算関係議案の1ページであります。

議案第2号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告であります。次の2ページをお開き願います。専決処分の月日が23年5月27日の専決となっております。

次に補正予算の内容ですけれども、3ページになります。200万円を追加する補正予算でありまして、補正後の歳入歳出の総額を23億3,829万円とする補正予算の内容となっております。

詳細につきましては、10ページをお開き願います。8款 5項 1目住宅管理費であります。200万円の追加であります。これにつきましては住宅リフォーム緊急支援事業ということで、上限20万円の助成金であります。その10分の1を予算計上しております。これは申請者の増に伴う補正内容となっております。その財源不足分、前のページになりますけれども財政調整基金から200万円を取り崩した内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑をおこないます。質疑ありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

### 議案第2号 採決

○議長（武石善治） これより討論をおこないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第2号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての承認を求める件を採決いたします。

本案は、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

### 日程第7 議案第3号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第7 議案第3号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 予算関係議案の11ページをお開き願います。議案第3号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ261万4,000円を追加する内容で、補正後の総額を23億4,090万4,000円とする内容となっております。

次に16ページをお開き願います。債務負担行為の補正であります。営農維持緊急資金利子補給金の限度額を47万1,000円から54万5,000円に変更しております。

それでは予算の内容の主なものについてご説明していきたいと思っております。19ページをお開き願います。歳入であります。13款 2項 1目民生費国庫負担金であります。924万5,000円の減額であります。これの主な内容につきましては、3節の子供手当国庫負担金929万9,000円の減額となっております。これにつきましては、国の政策の変更によりまして子供手当分を、それぞれ補助金を減額するものであります。

次に13款 2項 2目農林水産業費国庫補助金であります。107万円の追加となっております。これにつきましては、森林情報緊急整備事業費補助金ということで歳出の方で、後で出てきますけれども、森林の地理情報システムの事業に充当する分の補助金となっております。

次のページをお開き願います。一番上の子供手当県負担金につきましても国庫同様99万3,000円の減額となっております。

次に14款 2項 3目衛生費県補助金であります。330万5,000円の追加となっております。それぞれこの中で大きいのがサテライト運営費ということで、訪問看護サテライトに対する運営費を歳出の方で計上しておりますけれども、それに伴う補助金となっております。

次に21ページをお開き願います。15款 2項 1目不動産売払収入では155万1,000円の追加となっております。これは造材売払収入の155万1,000円の追加となっております。これは間伐事業の制度改革に伴いまして切捨てから搬出ということになりまして、それに対する売払収入となっております。

2項 1目財政調整基金繰入金であります。722万8,000円の追加となっております。これは財源不足分の追加となります。トータルで財調からの繰入金につきましては当初予算と合わせまして4,522万8,000円の現在の入金となっております。

次に19款 4項 5目雑入であります。479万3,000円の追加であります。これにつきましては、行政報告でもありましたようにトレーニングセンターの屋根が冬期間の雪庇の落下によりまして痛んでおります。それに伴いまして、歳出の方も予算を計上しておりますけれども、その共済金等を謳っております。

次の22ページをお開き願います。20款 1項 1目民生債であります。これは住宅支援整備資金貸付事業ということで起債を予定しておりましたけれど

も、申し込みがないということで全額減額するものであります。2目の過疎対策事業債ということで340万円の減額となっております。これは消防施設整備事業ということで、高規格救急車の補助対象外分、起債とか、その分減額になります。ちなみに高規格救急車の事業費が3,300万円あまりで、対象分が3,000万円ほどとなっております。

次に歳出の方であります。23ページになります。主なもののみ説明していきたいと思っておりますけれども、共済費、各項目にわたってあるわけですがけれども、特別会計も含めまして共済組合の負担金がアップになった関係で、本人、それから村の負担でありますけれども、毎月の分で1,000分の12.3の増、それから期末手当に掛かる分については1,000分の9.84の増となっております。これは村の負担、個人負担とも、そのような増となっておりますので、説明の中では省略していきたいと思っております。

次のページをお開き願います。額は少ないですがけれども、秋田結婚支援センター負担金ということで6万9,000円の追加となっております。これは秋田県の委託ということで新たに結婚支援センターを立ち上げまして、県北、中央、県南にそのセンターを立ち上げるということで、資料につきましては委員会の方で配布したいと思っておりますけれども、それに伴う負担金6万9,000円でありまして、均等割が6万円、人口割が9,000円となっております。次に5目の財産管理費であります。275万8,000円の追加となっております。これにつきましては、備品購入費では公用車の購入264万5,000円、これは付属品も含めましてであります。それに伴いましてリサイクル登録料、それから保険料の追加となっております。

次にとびまして27ページをお開き願います。3款 1項 3目老人福祉費では130万3,000円の減額となっております。その大きなのが貸付金、先ほど歳入の方でもありましたけれども高齢者住宅整備資金の貸付金ということで、申し込みがなかったというので、今回減額しております。それから3款 2項 2目児童福祉費であります。1,123万7,000円の減額となっております。これにつきましては、歳入でもありました国庫、県費の補助金を減額しております。これに伴いまして扶助費、子供手当を1,129万円の減としております。

細かい補正につきましては委員会の方でも詳細に説明していくこととなりますので、とびまして31ページの方であります。4款 3項 1目診療所費であります。補正額が1,654万9,000円の減額となっております。その内容につきましては19節負担金補助及び交付金につきましては2,077万5,000円の減額となっております。その内訳としましては北秋田市上小阿仁村病院組合2,310万9,000円の減となっております。

それから訪問看護のサテライト運営費、歳入と歳出同額であります。補助で

入ってきた分をそのまま、その事業主体に 233 万 4,000 円を助成するものであります。ちなみに病院組合でありますけれども、今回予算で県から組合で借りてあった県の振興資金が 909 万 4,000 円あるわけですが、それにつきまして、今回直接村の会計から県の方へ償還するというので、公債費の方へ組替えしております。それからもう一つありました退職手当組合の負担金であります。当初 1 億 4,606 万円ほどの予算計上でありましたけれども、その後変更がありまして 1 億 3,161 万 6,000 円で 1,444 万 3,000 円ほど、負担金が減っております。新たに発生したのが、要するに追加になったのが訴訟に伴う裁判費用 42 万 8,000 円を追加しております。そのトータルで 2,310 万 9,000 円の減額となります。

次に 28 節の繰出金 422 万 6,000 円でありますけれども、これにつきましては、診療所の特別会計に対する繰出金でありまして、詳細につきましては特別会計の方でご説明していきたいと思っております。

次に 33 ページをお開き願います。6 款 2 項 3 目造林費であります。298 万 4,000 を追加しておりますけれども、大きなのが 13 節の委託料 201 万 7,000 円の追加であります。この内容につきましては、造林事業委託料 12 万 7,000 円の追加、それから歳入の方でもありました森林地理情報システム構築業務委託料ということで、これは J I S を活用したシステムの構築となっております。

次に 35 ページをお開き願います。8 款 2 項 1 目道路維持費の中で 18 節備品購入費 333 万 6,000 円の減額となっております。これはミニショベルの購入費ということで、3 月の当初予算で、6 月議会で減額するというようにして、その分であります。それから 2 目の橋りょう維持費 469 万 7,000 円の追加であります。これは橋りょうの補修設計委託料でありまして、羽立と長信田の旧道による長信田橋の修繕の設計委託料となっております。

次に 8 款 5 項 1 目住宅管理費であります。143 万円の追加となっております。工事請負費で 143 万円の追加ですけれども、当初予算を組む段階で解体費用が修繕の中に含まれていたということで、修繕費を 78 万円減額して解体工事に 221 万円ということで、トータルで 143 万円、2 棟の 4 戸、最終的には解体するというのであります。

37 ページをお開き願います。10 款 1 項 3 目教育振興費であります。102 万円の追加となっております。これは貸付金でありまして、奨学金の貸付金、高校生が 1 人、それから大学が 3 人分ということで、合わせて 102 万円の追加となっております。次に 40 ページをお開き願います。15 節の工事請負費 506 万 6,000 円の追加となっております。これは街路灯の取替え工事、トレーニングセンターの前のところですが、27 万 3,000 円と、それとトレーニングセンターの屋根の修繕工事ということで、先ほど歳入の保険金として入ってきて

います。479万3,000円を、雪庇の落下により痛んだところを改修したいということで予算計上になっております。

それから12款 1項 1目元金909万4,000円の追加になっております。先ほど米内沢病院の関係で、そっちで減額した分をこちらの公債費の方に移動しております。直接村から県の方へ返還するという形でありますので、どうかよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第3号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第8 議案第4号～日程第15 議案第11号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第8 議案第4号 平成23年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第15 議案第11号 平成23年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 47ページをお開きいただきたいと思います。議案第4号 平成23年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算、第1号でございます。

歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ4億1,624万5,000円とする補正予算となっております。内容につきましては、職員の共済費の追加でございます。歳入の方では一般会計からの繰入れ3万2,000円。歳出では共済金3万2,000円の追加となっております。よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 61ページをお開き願います。議案第5号 平成23年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。補正額が488万9,000円の追加となりまして、補正後の総額が1億1,465万1,000円とする補正となっております。

詳細につきましては、67ページをお開き願います。1款 2項 1目診療報酬収入であります。59万7,000円の追加であります。医科診療収入ということで歳出の方でも出てきますけれども、検査に伴う診療収入ということで59万7,000円を追加しております。それから一部負担金6万6,000円につきまして

は、その1割分6万6,000円の追加となっております。

3款 1項 1目繰入金であります。422万6,000円の追加となっております。これは財源不足分として一般会計からの繰入金を追加するものであります。

次に歳出に入ります。68ページをお開き願います。1款 1項 1目一般管理費では128万9,000円の追加となっております。内容につきましては、4節では共済組合の掛金の増に伴う追加。需要費では食糧費1万7,000円の追加となっております。13節委託料につきましては、泌尿器科の佐々木医師の送迎委託料ということで23万円の追加であります。それから工事請負費ではエアコンの設置工事ということで、ホールと泌尿器科の病室の方で診察を行っていただいているわけですが、そこにエアコンを設置したいということで、2箇所分のエアコンの設置工事であります。備品購入費ではシュレッター4万3,000円の追加であります。今まで使ったシュレッターが壊れてしまっていて、それを購入したいということであります。

次に2款 1項 1目医業費では360万円の追加となっております。内容につきましては次にページの方になりますけれども、需要費では2万9,000円の追加であります。これはホルター心電図の材料消耗品となっております。13節委託料であります。240万円の追加となっております。医療業務委託料ということで231万円、これが佐々木先生分を追加しております。それから心電図の解析委託料ということで9万円の追加となっております。18節部品購入費では、トータルで117万1,000円の追加であります。内容につきましては、グリコヘモグロビン分析装置が33万1,000円、それからホルター型心電図検査装置84万円の追加となっております。このグリコヘモグロビンの分析装置につきましては糖尿病等の検査、それからホルター型心電図につきましては循環器系の検査等の検査装置となっております。心電図の解析を委託するというので、先ほどお話ししたように解析委託料を1件50円ですけれども、これを9万円計上しておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（武石善治） 特別養護老人ホーム施設長

○施設長（中嶋辰雄） 予算書75ページでございます。議案第6号平成23年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第1号）であります。規定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組替えるものでございます。

78ページをご覧くださいと思います。1款 1項 1目一般管理費でございます。108万4,000円の追加でございます。これは職員の人件費でございます。

3款 1項 1目財政調整基金積立金108万4,000円の減額でございます。

これは人件費分の調整額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 建設課長。

○建設課長（小林隆） 補正予算関係議案の 87 ページでございます。議案第 7 号 平成 23 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算であります。歳入歳出にそれぞれ 3 万 2,000 円を追加しまして、総額を 7,800 万円とするものであります。

内訳については 93 ページをご覧ください。歳入です。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、これは職員人件費分として一般会計から 3 万 2,000 円を繰入れるものでございます。

次のページ、歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費です。共済費に 3 万 2,000 円の追加でございます。これは共済組合負担金としての 3 万 2,000 円追加するというものです。

次に 101 ページをご覧ください。

議案第 8 号 平成 23 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出にそれぞれ 1 万 6,000 円を追加して、4,298 万 5,000 円とするものでございます。

内訳については 107 ページをご覧ください。歳入であります。一般会計繰入金として 1 万 6,000 円を追加いたします。これは職員人件分として繰入れるものでございます。

次の 108 ページ、歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費、共済費、共済組合負担の率の変更によります分として 1 万 6,000 円の追加でございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 115 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 9 号 平成 23 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出それぞれ 19 万 7,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 3 億 6,614 万 5,000 円とする補正予算となっております。

内容につきましては、歳入の方を一般会計からの繰入金として 19 万 7,000 円です。

歳出では共済費、それから職員手当等を追加しております。

よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案関係の5ページをお開き願います。議案第10号 平成23年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについてでございます。先ほど、補正予算の方でもありましたように、職員の人件費分、共済組合の負担金等の増に伴いまして、一般会計から繰入れる額を3万2,000円を追加するものでありまして、総額で5,637万1,000円以内とする議案の内容となっております。

次に17ページになります。議案第11号であります。平成23年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについてということで、これも議案第11号と同様に人件費分として1万6,000円を追加しまして、一般会計から繰入れる額を2,756万5,000円以内とするものの議案となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第4号から議案第11号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第16 議案第12号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第16 議案第12号 上小阿仁村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田中文隆） 議案綴り7ページ、8ページということでございますけれども、8ページの方をご覧いただきたいと思います。議案第12号 第4条第3号のところに但し書きを加えるということで、いわゆる奨学金を返還、償還する期間が10年を超える場合は、10年を限度とするというようなことで改正するわけですが、これだけでは中身説明不足でお分かりにならないと思いますので、委員会の際に、施行規則等を加えながらご説明したいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第12号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第17 議案第13号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第17 議案第13号 上小阿仁村立上小阿仁国保診療所設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 9ページをお開き願います。議案第13号 上小阿仁村立上小阿仁国保診療所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

この一部改正につきましては、現在も入院患者は収容しないわけですが、ずっとここ数年、入院患者は置いていないわけですが、今回、この収容について完全に廃止したいということで、収容については廃止したいということで、それに関する一部条例の改正であります。

内容につきましては10ページになります。第4条第6号を削り、これは診療所への収容という項目であります。その部分を削除するものであります。それから第11条、これは収容定数を及び給食について条項であります。それから第12条につきましては、入院及び退院に関する条項であります。それぞれ11条、12条削りまして繰り上げていく内容となっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第13号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第18 議案第14号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第18 議案第14号 上小阿仁村立上小阿仁国保診療所使用料等徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 11ページをお開き願います。議案第14号 上小阿仁村立上小阿仁国保診療所使用料等徴収条例の一部を改正する条例であります。これは前の条例と同じように入院患者の収容廃止に伴う使用料の徴収条例の改正でありまして、第2条につきましては、使用料等の額ということで、それぞれ入院に関する条項を削除しております。それから下から2行目であります。同行中第3号を削るということです。患者以外の給食料という項目となっております。それから4号、3号繰り上げて、5号を削って、5号につきましては付き添いの寝具使用料となっております。それから第6号につきましては文章料の項目でありまして、それぞれ入院収容に関する使用料の条文を廃止する内容となっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第14号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 19 議案第 15 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 19 議案第 15 号 上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例のついでの件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林隆） 議案の 13 ページでございます。議案第 15 号 上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例についてであります。

これは公営住宅を用途廃止するための条例の一部改正でございます。14 ページをご覧ください。別表を改正するものでございまして、沖田面の小蒲野団地の昭和 37 年建設の 1 棟 2 戸を廃止するため削除するものであります。これによりまして小蒲野団地の住宅は全て用途廃止となります。また、住宅につきましては、昨年度用途廃止いたしました 1 棟 2 戸合わせまして 2 棟 4 戸を、今年度において解体することとしております。施行日は公布の日からとしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 15 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 20 陳情 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 20 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 散 会

○議長（武石善治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

14 時 25 分 散会